

条例による本人確認情報の独自利用事務の追加について

1 前回までの検討状況について

審議会	年度	条例追加対象	延べ事務数
第5回	H18	対象:「条例・規則により住民票添付が義務付けられている事務」に限定	4事務
第6回	H19	対象:「県が本人確認情報を必要とする事務(利用件数が年間10件以上)」とする	16事務
第7回	H20	対象:「県が本人確認情報を必要とする事務(利用件数の限定なし)」とする	40事務
第8回	H21	(条例に追加した事務なし)	同上
第9回	H22	対象:「死亡確認のため利用される戸籍謄本等の代替利用」へ拡大する	45事務

2 今回の検討状況

(1) 本人確認情報を利用できる事務の調査

これまでの審議会での検討状況を踏まえ、庁内すべての課に対し、本人確認情報を利用できる事務の有無を調査した。

対象事務の抽出

- ① 住民票の写しの添付を求めている事務【⇒県民の利便性向上】
- ② 市町に対して住民票の写し等の公用請求をしている事務【⇒行政の事務の効率化】
- ③ 戸籍謄本の添付を求めている事務(本人確認情報及び異動情報(死亡等)の確認で足りるもの)【⇒県民の利便性向上】



3 事務を今年度の検討対象に

(2) 抽出された検討対象事務の概要

	事務の名称	事務の内容	年間件数	事務執行課所	他県制定数
ア	中小企業設備近代化資金の債権の管理に関する事務	債権管理に係る公用請求（現住所の確認）	30	経営金融課	8都道府県
イ	中小企業高度化資金の債権の管理に関する事務	債権管理に係る公用請求（現住所の確認）	50	経営金融課	8道府県
ウ	県行造林の契約に関する事務	契約延長等の際の本人確認に係る公用請求（現住所の確認）	4	森林整備課	3県

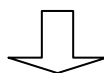
ア 中小企業設備近代化資金の債権の管理に関する事務

制度の概要

- ・ 中小企業が新鋭機器の導入等、設備の近代化をする場合において、長期無利子の資金を設備額の50%以内を条件に県が直接貸付けする制度（平成11年度に制度廃止⇒現在は債権回収のみ）

住民票の利用状況

- ・ 貸付金のうち、未収金に係る契約の相手方及び連帯保証人（それぞれの相続人含む）に対し送付する督促状等の文書が返戻された場合、旧住所の除票の交付請求を行い、新住所を確認している。



市町に対する交付請求を省略し、行政事務の効率化を図る【抽出条件②】

【根拠法：山口県中小企業設備近代化資金貸付規則（H12.3.31 廃止）】

第3条 県は、毎年予算の範囲内において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める資金について、中小企業設備近代化資金を貸し付けるものとする。

一（略）

【根拠法：山口県中小企業設備近代化資金貸付規則を廃止する規則】

附則

2 廃止前の山口県中小企業設備近代化資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けた貸付金及び貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

【先例都道府県(8)】

北海道、岩手、東京、滋賀、大阪、島根、高知、宮崎

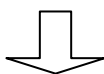
イ 中小企業高度化資金の債権の管理に関する事務

制度の概要

- ・ 中小企業者で組織される事業協同組合などが、中小企業構造の高度化を図る事業（共同施設の設置、工場・店舗の集団化、街ぐるみでの商店街の店舗の改造など）を実施する場合に、必要な資金等を県が長期低利で貸し付ける制度

住民票の利用状況

- ・ 貸付金のうち、未収金に係る契約の連帯保証人（相続人含む）に対し送付する督促状等の文書が返戻された場合、旧住所の除票の交付請求を行い、新住所を確認している。



市町に対する交付請求を省略し、行政事務の効率化を図る【抽出条件②】

【根拠法：山口県中小企業高度化資金貸付規則】

- 第4条 県は、毎年度予算の範囲内において、別表第1の貸付対象者の欄に掲げる者に対し、同表の貸付対象事業の欄に掲げる事業の用に供する土地、建物その他の施設(以下「貸付対象施設」という。)の取得、造成又は整備(以下「整備等」という。)に必要な資金について、中小企業高度化資金を貸し付けるものとする。
- 2 県は、毎年度予算の範囲内において、別表第2の貸付対象者の欄に掲げる者に対し、同表の貸付対象事業の欄に掲げる事業を行うのに必要な資金について、中小企業高度化資金を貸し付けるものとする。

【先例都道府県(8)】

北海道、岩手、茨城、滋賀、大阪、島根、高知、宮崎

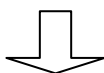
ウ 県行造林の契約に関する事務

制度の概要

- ・ 県が土地所有者と分収契約を結び、民有林野（市町村有林野も含む）に対して造林を行い、その収益を土地所有者と分収するもので、森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として実施

住民票の利用状況

- ・ 県行造林の契約期間が満了し、延長を行う際、契約書に記載された相手方の住所が変更されていないか確認する為、住民票の交付請求を行い、現住所を確認している。



市町に対する交付請求を省略し、行政事務の効率化を図る【抽出条件②】

【根拠法：山口県県行造林事業実施要綱】

第2 この要綱において「県行造林」とは、県が、収益を分収することを条件として土地所有者と地上権設定契約を締結し、森林経営の用に供している森林をいう。

【先例都道府県(3)】

石川、岐阜、島根

(3) コスト削減効果及びセキュリティについての検討

●本人確認情報の利用によりコスト削減・負担軽減効果が図られること

・業務端末の単独設置について

住民票添付に替える場合：年間100件以上の利用が必要

住民票の交付請求に替える場合：年間200件以上の利用が必要

⇒今年度該当なし（市町課及び各総合庁舎に設置している端末を共同利用）

●住基ネット運用にあたってのセキュリティが確保できること

・ア、イの事務を所管する所属については、住基ネット利用に先立ち、関係諸規定の周知及びセキュリティ対策の確認を徹底する。

・ウの事務を所管する所属については、すでに他業務で住基ネットを利用しており、適切なセキュリティ対策を職員・所属に対し実施済み

4 対応方向

上記のとおり検討した結果、行政の効率化を図ることが可能であること及びコスト削減・セキュリティ確保が可能であることから、2(2)ア～ウの事務を本人確認情報独自利用対象事務として追加することとしたい。

5 今後の予定

・平成25年3月 条例の改正（公布日施行予定）

→平成25年4月以降、事務ごとに住基ネットの利用開始